

## 規 則

学校職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

### 埼玉県教育委員会規則第十号

学校職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(学校職員の給料等の支給に関する規則の一部改正)

第一条 学校職員の給料等の支給に関する規則(昭和四十年埼玉県教育委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第六条」を「第六条第一項」に、「週休日の日数」を「週休日並びに勤務時間条例第四条第三項及び勤務時間条例第六条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

(学校職員の給料の半減に関する規則の一部改正)

第二条 学校職員の給料の半減に関する規則(平成二十三年埼玉県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「病気休暇(以下)の下に「この条及び次条第三項において」を加え、「病気休暇をいう。以下」を「病気休暇をいう。次条において」に、「第六条」を「第六条第一項」に、「週休日をいう。以下」を「週休日をいう。第五条において同じ。)、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日(勤務時間条例第四条第三項及び勤務時間条例第六条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日をいう。第五条において)」に改める。

第五条中「週休日の日数」を「週休日及び週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

(学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第三条 学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則(令和五年埼玉県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。